



## 内容

### I. 法人所得税

- 税務管理法に従い、企業の法人所得税督促に関する税務総局発行 2016年4月13日付オフィシャルレター1547/TCT-KK号
- 労働組合費の支払いにおける、法人所得税上の損金算入の取扱いに関する税務総局発行 2016年4月14日付オフィシャルレター1564/TCT-DNL号

### II. 付加価値税

- フォーム 06/GTGT の提出期限に関する 2016年4月7日付オフィシャルレター1434/TCT-K号
- 内部領収書の付加価値税の控除に関する税務総局発行の 2016年4月19日付オフィシャルレター1607/TCT-KK号

### III. 個人所得税

- 個人所得税還付に関する 2016年4月20日付オフィシャルレター1657/TCT-TNCN号
- 物件賃貸契約を締結する個人に対する税務制度についての税務総局 2016年4月28日付オフィシャルレター1785/TCT-TNCN号

### IV. 税務管理

- 固定資産の処分に対する税務制度に関する税務総局 2016年3月31日付オフィシャルレター1342/TCT-CS号
- 付加価値税法・特別消費税法および税務管理法の一部条項に関する改正法106/2016/QH13号
- 扶養者税コードの個人税コードへの変換に関する 2016年4月29日付オフィシャルレター1818/TCT-KK号



## I. 法人所得税

### 税務管理法に従い、企業の法人所得税通知に関する税務総局発行 **2016 年 4 月 13 日付オフィシャルレター1547/TCT-KK 号**

四半期毎の申告納付の際、法人所得税仮申告書を作成する必要はなくなり、税務局は四半期仮払法人税の納付通知を行う。具体的には以下の通りである。

#### 1/企業の 2015 年度法人税納付通知について

- 企業へ **2015 年度法人税確定申告**を案内する。
- **2015 年度**の財務諸表及び法人税確定申告書の提出について通知する。
- 税務管理法の規定に従い、**2015 年度**の法人税確定申告書の提出が遅れた企業は厳重に処罰する。

法人税確定申告書の法人税額及び四半期法人税申告納付額に基づき、確定申告後の追納が必要な企業に対しては、法人税額の調査と確定、不足税額の納付を督促する。

**2015 年度**の四半期毎の法人税申告納付額が同年度の年間法人税額より **80%以上**低かった企業リストを作成し、**2016 年**の要観察・通知企業リストへ加える。

#### 2/ 2016 年度の四半期法人税申告納付の通知について

税務管理データ及び法人所得税・付加価値税の申告、納税状況に基づき、四半期納税期限の **10 日以内**に企業の適切な法人税申告納付を要求する為、税務機関は「四半期法人税申告納付義務のある企業一覧」を作成しなければならない。

### 労働組合費の支払いにおける、法人所得税上の損金算入の取扱いに関する税務総局発行 **2016 年 4 月 14 日付オフィシャルレター1564/TCT-DNL 号**

原則として法人所得税上の損金算入には、経営生産活動に関する経費のみが該当する。

但し、会社が **2015 年**にホーチミン市 **1 区**の労働組合連合の要求に従って労働組合を設立し、労働組合法及び政令 **191/2013/ND-CP 号**に従い、**2013・2014 年**の労働組合費を納付した。

会社がホーチミン市 **1 区**の労働組合連合の要求に従い労働組合費を納付したので、会社が労働組合法及び政令 **191/2013/ND-CP 号**に従って組合を運営する場合には、規定に従い納付した **2015 年**と **2014・2013 年**分の労働組合費は **2015 年**の法人所得税上の損金算入を認められる。



## II. 付加価値税

### フォーム 06/GTGT の提出期限に関する 2016 年 4 月 7 日付オフィシャルレター 1434/TCT-K 号

納税者が適用される税務計算方法・運営状況に影響を与えないよう、税務総局は「2 年間（2016-2017）の安定的な控除の適用登録」というフォーム 06/GTGT の受付に関して、以下通り意見する。

2016 年 1 月 30 日以降にフォーム 06/GTGT を申請した納税者は、財務省発行の 2013 年 11 月 15 日付通達 166/2013/TT-BTC 号に規定される期限に対する遅延のため、行政違反となる。

税務機関は地区の納税者に通知を行う責任を持つ。控除の適用登録をする場合は税務機関に 2016 年 4 月 30 日までにフォーム 06/GTGT を提出しなければならない。期限内に控除の適用登録を行わない場合、直接方法に変更しなければならない。

### 内部領収書の付加価値税控除に関する税務総局発行 2016 年 4 月 19 日付オフィシャルレター 1607/TCT-KK 号

親会社と子会社間の現金による支払について内部規定がある場合、子会社は銀行経由で支払伝票を発行することなく、販売目的の商品を子会社へ輸送する為に親会社が発行した 2 千万 VND 以上の付加価値インボイスに対して、仕入付加価値税を控除することが承認される。

親会社と子会社間の現金決算に関する内部規定がない場合、子会社は規定に従い現金を利用せず、銀行経由で支払伝票を発行することなく、販売目的の商品を子会社へ輸送する為に親会社が発行した 2 千万 VND 以上の付加価値インボイスに対し、仕入付加価値税を控除することは認められない。



### III. 個人所得税

#### 個人所得税還付に関する 2016 年 4 月 20 日付オフィシャルレター1657/TCT-TNCN 号

外国人がベトナムに出向する場合、労働契約満了の際にベトナム非居住者である事が確認されれば、個人所得税を税率 20% で申告・納税し、確定申告を行う必要はない。

居住資格の変更により個人所得税の還付が発生する場合、還付手続きは外国人自身又は規定に則った受任者が行う。

税務局は個人の過払い税金を確認し、還付する義務を負う。

#### 物件賃貸契約を締結する個人に対する税務制度についての税務総局 2016 年 4 月 28 日付オフィシャルレター1785/TCT-TNCN 号

投資家がアパート/マンションの所有者である個人に毎年発生した家賃に応じて、純利益の 50% に相当する金額を支払する場合、当該金額は個人の資産賃貸からの所得と見なされ、個人所得税課税の対象になる。

- 投資者が個人の代わりに所得税を申告・納付する場合、財務省の 2015 年 6 月 15 日付通達 92/2015/TT-BTC 号の第 8 条第 2 項におけるガイダンスに従い実施しなければならない。

### IV. 税金管理

#### 固定資産の処分に対する税務制度に関する税務総局 2016 年 3 月 31 日付オフィシャルレター 1342/TCT-CS 号

未償却の価値が高い固定資産及び未引渡しの追加投資に対する固定資産等、税務リスクの高い固定資産を処分する場合には、税務局は財務省の 2010 年 4 月 22 日付通達 66/2010/TT-BTC 号のパート B 及び 2013 年 11 月 6 日付通達 156/2013/TT-BTC 号の第 25 条に従い、関連取引かどうか又は市場に基づいて資産評価がされているかを確認しなければならない。

#### 付加価値税法・特別消費税法及び税務管理法の一部条件に関する改正法 106/2016/QH13 号

##### 付加価値税 (VAT) について

##### 1/国内製造に対する付加価値税の還付

連続する 12 か月もしくは 4 四半期において、受取 VAT が支払 VAT を上回り、控除がされない場合の VAT 還付の規定を廃止した。

今回の改正により、国内製造業に対する付加価値税の還付が実施されなくなる。



## 2/投資プロジェクトに対する付加価値税の還付

新規投資プロジェクト準備において 1 年間（12 ヶ月間）以上の期間がある場合、投資プロジェクトに対する VAT 還付が可能であるが、資本金が十分に払込まれていない等、条件付事業内容の条件を満たさずに事業を行っている場合、もしくは活動中に条件を満たせなくなった場合は除外される。

## 3/ 輸出商品・サービスに対する付加価値税の還付

主に輸出を行う企業であり、輸出商品に関する受取 VAT の額が 3 億 VND を超える場合は月次・四半期での還付請求も可能であるが、通関法を順守して輸出を行っている場合に限る。

## 税務管理について

納税遅延に関する利息は、0.05%/日から 0.03%/日に引き下げられた。

- 2016 年 7 月 1 日前に発生した調未払税金に対し、2016 年 7 月 1 日より本規定が適用される。

法 106 号は 2016 年 7 月 1 日より有効となる。

## 扶養者税コードの個人税コードへの変換に関する 2016 年 4 月 29 日付オフィシャルレター 1818/TCT-KK 号

税務管理プログラム（TMS）における扶養者の税コードを個人の税コードへ変換する処理について、税務総局は下記のように通知する。

税務管理プログラム（TMS）中に、扶養者から納付者に変換する機能（2.7.3）を設定した。この機能により、扶養者の税コード情報がある際、個人の税コードへの変換が許可される。

扶養者の追加情報に基づいて扶養者の税コードから個人の税コードへの変換を行うため、税務局は機能 2.7.3 を運用し、現行税務法の規定に従って管理する。



## I-GLOCAL CO., LTD.

## VINA BOOKKEEPING CO., LTD

### Ho Chi Minh City Office

14<sup>th</sup> Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): [takayuki.jitsuhara@i-glocal.com](mailto:takayuki.jitsuhara@i-glocal.com)

Vo Tan Huu: [vo.tan.huu@i-glocal.com](mailto:vo.tan.huu@i-glocal.com)

Tran Nguyen Trung: [tran.nguyen.trung@i-glocal.com](mailto:tran.nguyen.trung@i-glocal.com)

Le Quoc Duy: [le.quoc.duy@i-glocal.com](mailto:le.quoc.duy@i-glocal.com)

Cao Hoang Vuong: [cao.hoang.vuong@i-glocal.com](mailto:cao.hoang.vuong@i-glocal.com)

Dang Thanh Hieu: [dang.thanh.hieu@i-glocal.com](mailto:dang.thanh.hieu@i-glocal.com)

Duong Quynh Nga: [duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com](mailto:duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com)

### Hanoi Office

R.1206, 12<sup>th</sup> Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): [naoki.fukumoto@i-glocal.com](mailto:naoki.fukumoto@i-glocal.com)

Ta Huong Ly: [ta.huong.ly@i-glocal.com](mailto:ta.huong.ly@i-glocal.com)

Pham Thanh Tu: [pham.thanh.tu@i-glocal.com](mailto:pham.thanh.tu@i-glocal.com)

Nguyen Thi Thu Van: [nguyen.thi.thu.van@i-glocal.com](mailto:nguyen.thi.thu.van@i-glocal.com)

Nguyen Thi Dung: [nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com](mailto:nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com)

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>